

(別紙)

りんごジュース中のプロシアニジン類の定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
総論		
本JASに基づき測定された個々の製品の数値は、どこかで公表されるのでしょうか。	1	本JASにつきましては、機能性表示食品の届出を行う事業者を利用され、市場においてプロシアニジン類の機能性を表示した商品のさらなる増加に寄与することを想定しております。 事業者の意向により、本JASに基づく製品のプロシアニジン類の測定結果を、機能性表示食品の届出に利用したり、プロシアニジン類含有量として製品に表示することが可能です。